

屋外消火栓設備

【設置基準(令19-1)】

- ・隣接建物からの延焼防止と1・2階の火災に対応する。
- ・1～15項・17項・18項で1階と2階の面積の合計が以上のもの

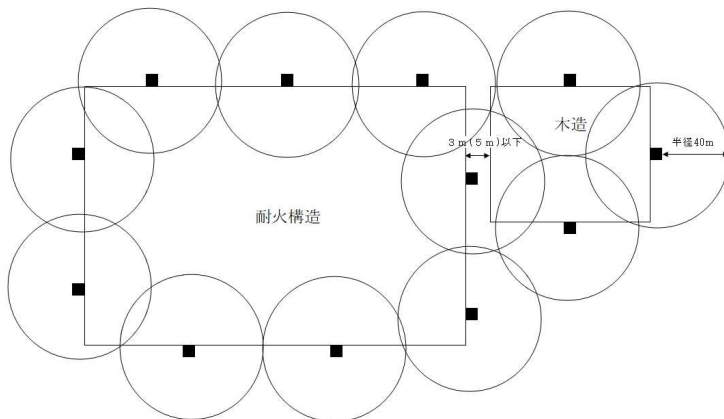
耐火建築物 9,000㎡以上

準耐火建築物 6,000㎡以上

その他の建築物 3,000㎡以上

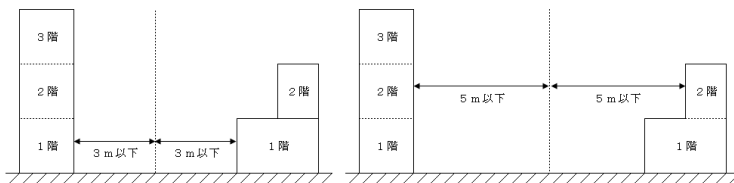
【屋外消火栓の技術基準(令19-3)】

- ・1階の屋外で水平距離40m以下で建物の壁面を包含できるように、屋外消火栓を設置する。
- ・消防用ホースの長さは、屋内を含む各部分に有効に放水できる長さにする。
- ・水源は屋外消火栓が1基の設置であれば7㎡以上、2基以上の設置であれば14㎡以上にする。
- ・全ての屋外消火栓を使用した際、ノズル先端の放水圧力は0.25Pa以上0.6Mpa以下、かつノズル放水量は350L/分以上にする。



【同一敷地内にある2以上の建築物(耐火建築物・準耐火建築物を除く)(令19-2)】

- ・相互の外壁間の中心線からの水平距離が1階では3m以下、2階では5m以下である部分を有するものは屋外消火栓については1つの建築物とみなす。



【屋外消火栓の代替え(令19-4)】

- ・以下の消防用設備等が設置してあれば、その有効範囲の部分のみ屋外消火栓を設置しなくてもよい。
スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・
粉末消火設備・動力消防ポンプ設備

【屋内消火栓の代替え(令11-4)】

- ・屋外消火栓が設置してあれば、1・2階の有効範囲の部分のみ屋内消火栓を設置しなくてもよい。

【非常電源(令19-3-6 規12-1-4)】

①延面積1000㎡以上の特定防火対象物※1…自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備で、容量30分以上

※1 小規模特定用途複合防火対象物を除く。

②その他の防火対象物

…自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備・
非常電源専用受電設備で、容量30分以上